

江戸時代における大名相続と御目見

The Inheritance of Daimyo and the Audience with Shogun in the Edo Era

大森 映子 Eiko OMORI¹

Keywords: daimyo, shogun, omemie, inheritance, audience

1. はじめに

江戸時代における相続問題は、将軍と大名の関係を規定する根幹であり、幕藩関係の基軸となるものとして位置づけられていた。大名たちは、幕府の相続原則にしたがって後継者を選択し、定められた手順にそった相続手続きをとることにより、代替わりを果たすことができた。自らの家のことであっても、恣意的な継承は認められず、大名当主の進退や後継候補の選択に至るまで、基本的には幕府(将軍)による承認が不可欠であった²。

本稿で注目したいのは、幼年・若年の大名に対する規定である。もともと血統を重視する近世社会においては、大名の子は生まれながらに家を継ぐ資格を賦与された立場とみなされていた。そのため、幕府の相続原則では相続者に対する年齢制限はなく、誕生後間もない当歳の幼児であっても家督相続は可能であった[添付史料①]³。これは、被相続者(父親)の奉公に対する恩典であると同時に、いずれ将軍への奉公が可能となるという将来性に対する措置と考えてよいであろう。幼年当主は、江戸において年を重ねながら適齢を迎えると元服し、将軍への御目見を経て、幕府の諸儀礼に参加するようになる。さらに大名としての叙任を受け、やがて国許へ赴くことが許されるようになると参勤交代を行い、また幕府から課せられた諸役を果たす、といった一連の過程を通じて、大名としての立場を獲

1 多摩大学経営情報学部 School of Management and Information Sciences, Tama University

2 大名の後継者については、たとえ実子であっても何らかの形で幕府へ届出、あるいは相続の出願が不可欠であった(中田薫「徳川時代の養子法」、『法制史論集』巻1 所収、岩波書店、1926)。以下、養子に関する規定については、おおむね同書によった。

3 添付史料は、いずれも『諸例集』(1)(2)(内閣文庫所蔵史籍叢刊 第5期94/95、汲古書院、1989)より抜粋。解題によると、本書は、幕府法令だけでは判断に迷うもの、あるいは処理しがたい事柄に関する先例を集約したものである。したがって、関連事例をすべて網羅するものではないが、法令からでは窺うことができない実態を窺うことができる史料である。収録事例は、ほぼ18世紀から19世紀前半頃までである。なお、①の史料は、出羽山形藩の秋元永朝(但馬守)の問い合わせに対する幕府奥祐筆秋山松之丞(維祺)の返答である。奥祐筆とは、幕府の記録管理を職務とし、先例を提示しつつ幕府の基本原則を示す重職であった。

(原稿受理日 2013.10.31)

得していくことになる。したがって幼年での相続が認められたからといって、直ちに一人前の大名として扱われたわけではなく、なおいくつかの制約があった⁴。

とりわけ大きな問題は、自らの跡継ぎを指名するための資格である。その指標と位置づけられていたのが、「17歳以上」という年齢的制限と将軍への拜謁儀礼である「御目見」であった[史料①]。つまり幼年・若年で家督を継いだとしても、17歳未満で死去した場合には「御大法の通り跡目仰せ付けられず」⁵とあるように、相続を認めないというのが大原則であり、これは、大名・旗本のいずれにも適用される。一方、御目見については、大名・旗本間で歴然とした差があった。旗本の場合、「万石以下は御目見の差別これなく」とあるように、被相続者が御目見を済ませているかどうかは問われない。しかし大名の場合は、「17歳以上にて万石以上の衆は、御目見仕らず候て養子願いは相済みがたき筋」とされているように、たとえ17歳を越えていたとしても、将軍への御目見なくしては養子の出願さえ許されず、家の継承は望めなかったのである。言い換えれば、大名家にとって将軍への御目見は家存続のための大前提であり、幼年・若年当主を擁する大名家にとっては、主君が御目見を果たすまでは、家の断絶の不安と背中合わせの状況にあった⁶。

ただしこの原則は実際には、必ずしも厳格に適用されているわけではなく、『諸例集』においてもいくつかの例外が確認される。それならば、どのような場合に特例が認められ、家の存続が許されるのであろうか。以下、『諸例集』における具体的事例の紹介を軸としながら、大名相続における「御目見」の意味とその位置づけについて検討を試みる。

2 「御目見」規定と大名相続

2.1. 享保17年 出羽上山藩松平家の事例 [史料②]

出羽上山藩における松平長恒^{ながつね}(勘九郎)の事例は、「御目見前養子願之例」とされている通り、将軍への御目見前に、養子を許可された事例である。

松平長恒が父信通^{のぶみち}の死去の跡を受けて当主となったのは、享保7年(1722)のことである。この時、長恒はまだ9歳であったが、「幼年に候えども、遺領相違なく下さる」[史料①]とする幕府の相続原則の通り、家督継承を許された。ただし、問題はその後である。幼年の当主は、17歳までに将軍御目見を済ませることが慣例とされていたが⁷、長恒は幼少

4 大友一雄「近世武家社会の年中儀礼と人生儀礼」(『日本歴史』630号、2001年)

5 『柳営秘鑑』(1)(内閣文庫所蔵史籍叢刊 第一期5巻 59頁、汲古書院、1981)。なお本文への引用史料は、原則として読み下しとした。

6 後継者とする場合には、兄弟であっても養父子関係にし直す必要があり、養子出願が不可欠であった。

7 病弱などの理由により、17歳までに御目見ができない場合には、多くは延期願を提出し、猶予を願うことが慣例となっており、『諸例集』中にもその類例が散見される(『諸例集(1)』177頁、179頁など)。

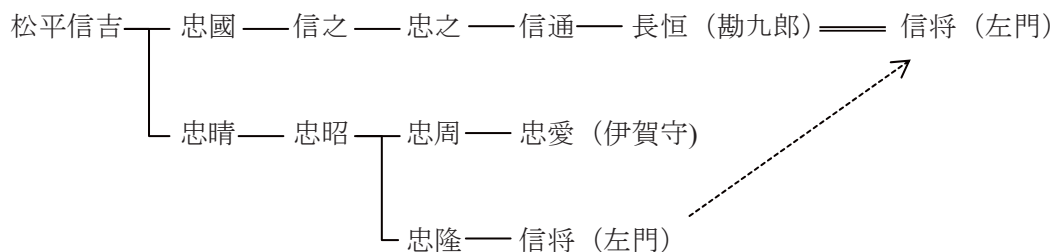
より「癩癩」の症があり、体調も優れないことが多かったという。成長するにつれて持病の発症は「間遠」になったものの、なお病根は強く快復は望めそうにもなかった。長恒は幼少の頃より長年にわたって幕府の奥医師の投薬も受けていたが、結局病状は改善されず、18歳を迎えてもまだ將軍への御目見を出願できない状況が続いていた。大名当主にとって、將軍への御目見は不可欠であり、御目見前では養子をたてること自体も認められず、いわば松平家は家の存亡に直面していたのである。

そのため、長恒は享保17年6月6日、保科正壽(弾正)と田村顯普(主馬)を通して幕府老中松平乗邑のりさとに願書を提出した。その内容は、自らの病状を報告するとともに、「お慈悲をもって養子仰せ付けられ候はば、ありがたく存じたまつり候」とあるように、本来は許されない養子取組を願うものであった⁸。「お慈悲をもって」としているのは、將軍の格別の「思召」による特例措置を意味している⁹。

この松平長恒の出願に対して、老中松平乗邑は一応その願書を預かり置いたものの、これは正式の「受理」ではなく、あくまでも同列の老中にはかるための措置である、と念押しした。その後まもなく、この養子願書は「お返しなされ候」とあるように差し戻され、御目見前の養子願いは認められず、とされてしまったのである。

ただしその一方で、幕府は松平家に対して別の救済手段を示唆していた。つまり「伊賀守様へ御内意これあり」とあるように、分家筋にあたる松平忠愛(伊賀守)に対して非公式の指示があり、親族からの出願という形をとって、もう一度上山松平家の養子認可を願うことを促したのである。もともと養子取組や家督相続、隠居、婚姻など、家に関わる事項については、一族や親族の熟談・合意が前提とされている¹⁰。したがって、敢えて分家筋の忠愛に出願させたのは、一族合意の上で上山松平家の存続を切望していることを正式に表明させる意図があったと考えてよいであろう。

【参考系図1】上山松平家系図



8 江戸時代の一般的表現では、養子縁組ではなく、養子取組が一般的である。
 9 なお、『寛政重修諸家譜』によると、この時、「家ゆづるべき子なかりしかば、所領の地を公に返しおれむ」として、領地返上を申し出た、とされている。(第1巻 46頁、続群書類集完成会)
 10 相続手続きにおいても、単に当主からの願書のみならず、一族の合意を示す書付が求められる場合が多くなっている(拙稿「大名の離婚をめぐる」、『湘南国際女子短期大学紀要』4号、1997)。

その指示に基づき、1ヶ月後の7月16日、松平忠愛は親族を代表して本家筋の上山藩の存続を求める養子願を提出した。これを受けた幕府は、翌17日、上山松平家の「家柄」に配慮し特別の「思召」をもって養子取組を認める旨を申し渡すことになる。この幕府の許可を得て松平家が選んだ後継者は、出願者である松平忠愛の従兄弟、信将^{のぶまさ}(左門)であった。信将はまもなく江戸に赴き、8月28日に將軍吉宗への御目見を果たす。そして12月12日、正式に長恒の隠居と信将の家督相続の手続きがとられ、上山松平家の継承問題は決着した。これは、はじめの出願から約半年後のことであった。18歳で引退した長恒は、その後国許の出羽上山に戻り、そこで66歳までの余生を送ることになったのである¹¹。

本件は、將軍御目見を果たせなかった大名松平長恒に対して、「その家系をおぼしめし養子仕るべしとおほせ下され」¹²とあるように、系譜的には徳川氏の庶流分家に連なる一族であることに配慮したものであった。ちなみに、分家筋の大名として、一族を代表する形で出願を行った松平忠愛は当時奏者番であったが、忠愛の父忠周は京都所司代や老中などの重職経験者であり、名門の譜代大名家のひとつであった。その意味では、幕府にとってもないがしろにできない家であったといえよう。ただ本件について注目すべきは、そのような家に対しても、一度は願書差し戻しという処置をとっている点である。御目見前の大名からの養子願書は本来受理できないとする原則を遵守しつつ、あくまでも「特例」として、存続の道を示した事例と位置づけることができる。

2.2. 宝暦11年 丹後宮津藩本庄家の事例 [史料③]

丹後宮津藩における本庄資昌^{すけまさ}(松平富之助)の場合も、出羽上山藩と状況はほぼ同様であるが、『諸例集』の記述はごく簡単であるので、『寛政重修諸家譜』¹³、および『徳川実紀』¹⁴の記述で補足しつつ状況を確認する。

資昌は、宝暦二年(1752)に父資訓^{すけのり}の跡を受け、9歳で丹後宮津藩の当主となる。問題は資昌の病弱であり、18歳を迎えても「病者にして勤仕するにたへず」¹⁵とあるように、大名家の当主としての役目を果たせず、このままでは、いずれ本庄家は無嗣による絶家を免れることはできなかった。

そのため宝暦11年(1761)4月25日、本庄家の一族は「御連印の御願書」を提出した。その内容は、当主資昌が病弱である以上、「所領を還附せむことをこふ」とあるように、領知返上を申し出て、絶家もやむを得ないとしたのである。ただしこれに申し添えたのは、

11 『寛政重修諸家譜』第1巻 47頁

12 『寛政重修諸家譜』第1巻 47頁

13 『寛政重修諸家譜』第21巻 110頁

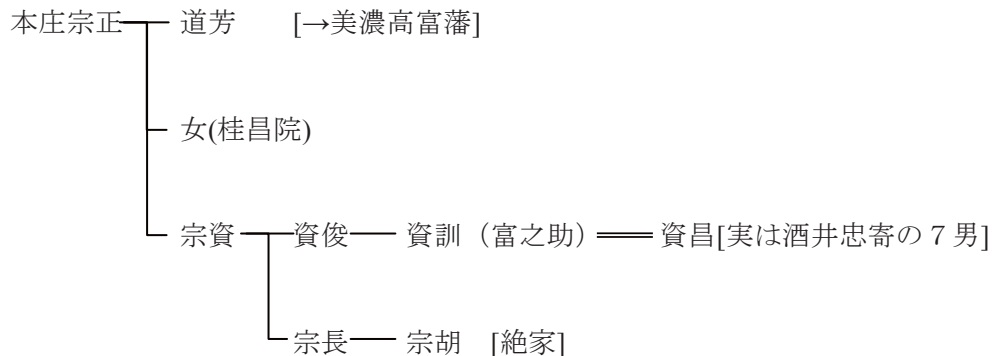
14 『徳川実紀』第10篇 67-8頁(国史大系、吉川弘文館1976)

15 『寛政重修諸家譜』第21巻 110頁

「しかりといへども、もし養子することを恩免あらば、かたじけなかるべきむね」である。要は、幕府の相続原則からすれば絶家は致し方ないが、万一にも許されるものであるならば養子を許可して欲しいという本音を訴え、将軍の「御憐愍」を嘆願したのである。

その結果、5月3日の時点で、幕府は「御養子御願い成らるべし」として、本庄家に対して養子の出願を認めることになる。これは「父が勤労をおぼしめされてその旨をゆるさる」¹⁶とあるように、父資訓の功績に報いる、とした特例措置であった¹⁷。もっとも本庄家においては、血縁関係者の中から養子適格者を見いだせず、結局、老中酒井忠寄の7男資尹^{すけただ}を養子として迎えることになった。同年8月19日、養子手続をとった資昌は、3ヶ月後の11月27日、資尹に家督を譲って隠居した。これにより、本庄家は断絶を免れ、家の存続を果たしたのである。そして資昌は、隠居後2ヶ月足らずの翌年の正月18日、将軍へ御目見することなく19歳で死去した¹⁸。

【参考系図2】本庄家系図



本庄家はもともと、五代将軍徳川綱吉の生母桂昌院の実家である¹⁹。その縁で、一時は3家が大家族に取り立てられており、松平姓の名乗りも許されていた。その意味ではもともと特殊な家として、幕府が当主の御目見なしの継承を認めた一例であるとみることができよう²⁰。ただし、本件の場合も、縁戚関係者の連印をもって出願されていることは、看過できない点である。

16 『寛政重修諸家譜』第21巻 110頁

17 父の資訓は京都所司代などを勤めている（『寛政重修諸家譜』第21巻 110頁）。

18 資昌は、公式には翌年正月18日、19歳で死去したとされるが、『諸例集』では「急養子」とされている。後述するように、このような事例では、すでに願書提出以前に亡くなっている場合が多く、本件もその可能性は高いであろう。

19 『徳川諸家系譜』第1巻 218-230頁（続群書類従完成会、1970）

20 桂昌院の縁で、取り立てられた3大名のうち1家は、正徳元年(1711)に絶家となっている（『寛政重修諸家譜』第21巻 110頁）。

2.3. 天明5年 筑前秋月藩黒田家の事例 [史料④]

この事例は、福岡藩の分家大名である秋月黒田家の存続問題である。この件に関する願書は、天明5年(1785)3月に、本家の福岡藩当主黒田齊隆(松平雅之助)より提出されるが、その概要は以下の通りであった。

①福岡藩黒田家の分家大名である秋月藩の当主黒田長堅(千之助)は、幼少より病気がちであった。②16歳を迎え將軍への御目見をお願いするつもりであった矢先、大病を患い、歩行も困難な状況となってしまった。③福岡藩黒田家は幕府より長崎勤番御用を拝命しているが、当時、本家の当主黒田齊隆は若年であったため、当分は分家大名である秋月藩黒田家に任務を代行させ、御用を全うする心積もりであった。④ところが秋月藩の当主黒田長堅が前述通りの病弱であり、奉公もおぼつかないため、相応の者を選んで秋月藩の後継者としてほしい。⑤しかし長堅はまだ御目見前である上に、上述の通り不甲斐ない状況にあり、本人からの出願はいかにも恐れ多いことである。⑥そのため、本家当主の方からお願い申し上げる次第である。

福岡藩黒田家にとっては、秋月黒田家は唯一の分家大名であり、公務の代替を任せられる家は秋月黒田家において他にはなかった。そのため、「ねがはくは長堅を退身せしめ、奉公にたへたるものをえらびて家を継がしめむこと」²¹、つまり長堅を隠居させ、あらためて奉公可能な後継者を得ることを望み、格別の計らいを願ったものであった²²。結果としては、「嘆き申すところ理あるにより、特旨もてこふ旨をゆるさる」とあるように、幕府は「特旨」として黒田家の願いを受け入れることになる。

問題は、後継者選びである。黒田家は18世紀半ば以降、後継者確保に苦慮しており、すでに同姓中の男子から跡継ぎを迎えることはできなかった。そのため、黒田家では縁戚関係にある日向高鍋藩の秋月種茂の二男長舒(ながのぶ)を選んだ²³。長堅が御目見を果たさぬままに隠居し、後継者長舒が秋月藩当主となることを認められたのは、天明5年3月17日のことであった。秋月藩の継承を認められた長舒は、4月朔日、將軍徳川家治への御目見を済ませると、5月には国許への帰国を許され、同時に「長崎を守衛すべきむね仰をかうぶる」とあるように、直ちに長崎警衛の任務にあたることになったのである。

本件の背景としては、福岡藩黒田家自体が名門であったのみならず、黒田本家と徳川御三卿の一つである一橋家とが縁戚関係にあったことも、見逃せないであろう。本家当主の齊隆は、実は一橋家からの養子であり、血縁的にはのちに11代將軍となる家齊の弟にあた

21 『寛政重修諸家譜』第7 214頁

22 詳細については、拙稿「江戸時代における仮養子手続き—福岡藩黒田家の後継問題—」(『湘南国際女子短期大学紀要』12号 2005)参照。

23 『寛政重修諸家譜』巻7 217頁

る。また、これより2代前の治之^{はるゆき}も一橋家からの養子であった。のみならず、治之の養子取組の際には、黒田家側からは養子受け入れの条件として長崎御用の存続が求められており、幕府側がその要望を受け入れたといういきさつがあった²⁴。その意味では、長崎御用を理由とした秋月黒田家の存続願については、幕府としても認めないわけにはいかなかったのである。もっとも本件をめぐる「特例」は、これだけではなかった。本件については、実は「養子」による継承ではなく、「相続」であった。これは、被相続者(長堅)よりも継承者(長舒)の方が年長であったことによるものであり、両者の間に、養父・養子関係は成立しないままの相続であった²⁵。おまけに年長の継承者については、本来異姓の者を選ぶことは認められておらず、『諸例集』の先例でも不可とされている[史料⑤]²⁶。その点を考えると、長堅よりも年長であり、異姓である秋月長舒^{ながのぶ}の継承を認めた本件は、二重の特例を含む裁量であった。

【参考系図3】黒田本・分家系図

(福岡藩)

黒田継高—— 治之 —— 治高 —— 齊隆 (松平雅之助)
 [実は一橋宗尹の5男] [実は京極高慶の7男] [実は一橋治済の2男]

(秋月藩)

黒田長邦—— 長恵 —— 長堅 (千之助) —— 長舒 (幸三郎)
 [実は秋月種茂の2男]

2.4. 文化9年 陸奥仙台藩伊達家の事例 [史料⑥]

次の事例は、陸奥仙台藩の伊達周宗^{ちかむね}(政千代)の場合である。周宗は、寛政8年(1796)に父齊村^{なりむら}の死去の跡を請けて仙台藩の当主となるが、この時はまだ、誕生後半年の幼児であり、政務は当初より重臣の合意に委ねられていた。問題は御目見であるが、別紙で提出された「松平政千代様御容子(=様子)」によると、周宗は文化6年(1809)に疱瘡を煩い、一応症状は治まったものの、その後は「気血衰弱仕り、歩行成りがたく長病にてまかりあり候」とあるように体調が優れず、特に文化9年に入ってから「前症猶更不出来」とい

24 『黒田家譜』第4巻 409-419頁(文献出版1982)

25 『御触書寛保集成』987号(岩波書店、1976)

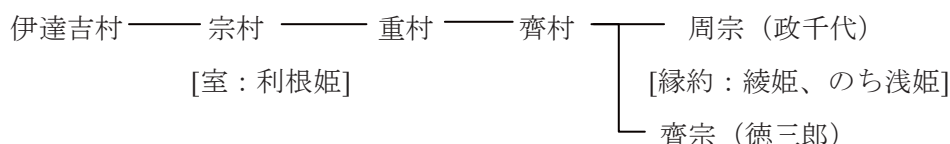
26 史料⑤によると、天明4年(1784)に、相良遠江守が秋月家からの養子を望んだところ、幕府からは、他姓からの年長の相続者を迎えることはできないとし、差し戻されている。これは急養子の事例であるが、養子には年下の者を選ぶべきであること、または年長者を選ぶ場合には、続き柄は遠くても同姓に限ること、を申し渡されている。

う状況となり、幕府の奥医師による治療もはかばかしくなかったという。

そのため、周宗は異母弟の伊達^{なりむね}齊宗(徳三郎)を養子として家督を譲ることを望み、伊達家分流にあたる伊予吉田藩の当主伊達^{むらよし}村芳(若狭守)をもって願書を提出した。しかし「御目見も不仕」とあり、相続原則からすれば、養子取組は認められないところであった。だが、最終的には「先祖以来の家柄、そのうえご縁辺の訳もこれあり」という点が考慮され、願い通り徳三郎を養子として出願するように指示されたという。伊達家が大家家の中でも有数の名家として位置づけられていたことは言うまでもないが、「御縁辺」というのは、伊達家が徳川将軍家と縁戚関係にあったことをさすものであろう。幕初においても、徳川家と伊達家との間には縁戚関係があったが、近くは周宗の曾祖父にあたる伊達^{むねむら}宗村が正室に8代将軍吉宗の養女利根姫を迎えており²⁷、また周宗自身も11代将軍家齊の娘浅姫と縁約中であった²⁸。

このような経緯の上に、特例の形で弟齊宗との養子取組が認められ、同年の2月7日、周宗は養子齊宗に家督を譲った²⁹。そして、致仕した周宗は4月27日に17歳で死去したという³⁰。

【参考系図4】伊達系図



2.5. 「御目見」前の相続

以上、『諸例集』で確認できる4件の事例を検討した。この4件は、いずれも若くして家督を継承した大家の当主が、適齢となっても将軍への「御目見」を果たせなかった事例である。はじめに示した通り、幕府の相続原則にしたがえば、御目見前の大名は養子ももらい受ける資格がなく、家の断絶は免れないはずであった。その点からみれば、ここで取り上げた4件は本来ならば絶家という措置を取られたとしても致し方ない事例であろう。事実、願書は必ずしも大過なく受理されてはいない。上山藩松平家の場合、一度は差し戻され、再度、縁戚大名から出願することを指示され、また宮津藩本庄家でも、「御

27 『寛政重修諸家譜』第12巻 340頁

28 『徳川諸家系譜』第1巻 93頁。なお、これより以前、周宗は浅姫の姉綾姫と縁約していたが、綾姫の死去により婚姻には至らなかった(同88頁)。

29 『続徳川実紀』第1篇 684頁

30 『続徳川実紀』第1篇 688頁

一家様御連印」として一族の合意であることを前提に継承を認められた。秋月藩黒田家においては、本家筋から分家の存続を願う形がとられたが、特例を願う論拠として、長崎警衛という特殊任務を遂行する上で不可欠な分家であるという点が強調され、一方、仙台伊達藩の場合は、「名家」である点と「御縁辺」が考慮されてのことであった。

客観的に見れば、確認した4例はいずれも敢えて取りつづさなければならない必然性はないものの、御目見前の継承は「御大法」を遵守すれば、断絶は免れない。その意味では將軍の思召による特例であることを、明言せざるをえなかったものといえよう。

3. 相続をめぐる制約

3.1. 「御目見」前の断絶事例

『諸例集』から抽出した4例は、本来不可欠とされた將軍御目見を果たしていないにもかかわらず、家の継承を認められた特殊事例であった。それならば、当主が御目見できなかったことによる大名家の解体事例は、どれくらいあったのだろうか。

18世紀以降の段階で、後継者不在を理由に解体された大名家としては、20家ほどを確認できる³¹。もっともこの中には、本家を相続したことによって分家大名が解体された事例7件が含まれ³²、これを除く13例は、いずれも当主が17歳未満で死去したものであった。その意味では、先に提示した4件のように、17歳に達していながら「御目見なし」を理由として解体に追い込まれた大名家は、実は1件も確認できないのである。

もっとも、17歳の制約と「御目見」とは表裏一体の関係にある。17歳未満を理由として解体された大名当主は、いずれも「御目見」前であり、この両者を切り離して考えること自体、強引な問題であるのかもしれない。しかし幕府の規定は、敢えて旗本と大名との相続基準を区別し、大名家の継承資格に御目見を含めている。その点を考えれば、この差を無視することはできない。もちろん本稿で確認した4例は、あくまでも『諸例集』からの抽出であり、あるいはこの外にも「御目見」という手続きを省略して、家の存続を許された大名家もあり得る³³。しかし重要なのは、解体された事例から考える限り、「御目見前」のみを理由として家の継承を許されなかった大名家は検証できない、という点であろう。

31 『徳川加除封録』（日本史料選書8、近藤出版社、1972）、『恩榮録・廢絶録』（日本史選書6、近藤出版社、1970）参照。

32 本家継承により解体された分家大名家は、宝永元年出雲松江新田藩、享保5年筑前直方藩、同6年越前松岡藩、同10年阿波富田藩、同17年出羽秋田新田藩、同19年近江彦根新田藩、明和2年伊予松山新田藩の7例である。なお、徳川宗家、および御三家関係の解体事例は除外した。

33 もともと『諸例集』は、関連事例を網羅的に収録しているわけではなく、幕府法令だけでは裁量しかねるような先例をとりまとめたものである。したがって、同様事例でもすべてが含まれているわけではない。

この問題を考える手がかりとして、対馬藩宗家の事例に注目してみたい。

3.2. 対馬藩宗家の場合

宗家の相続事情については、鶴田啓氏の詳細な先行研究があり³⁴、筆者もかつて論じたところであるので³⁵、ここでは概要を紹介するにとどめるが、対馬藩宗家が後継者をめぐる難問に直面したのは、天明5年(1785)のことである。

この年、当主である宗猪三郎は6月頃より体調不良に陥り、7月8日、国許の対馬で死去する。宗家としては、猪三郎の弟富壽に跡を継がせることを望むが、猪三郎は17歳にはなっていたものの、御目見という被相続者の要件を満たしておらず、このままでは家の存続はおぼつかないところであった。7月28日、江戸で当主の訃報を受け取った家老杉村直記は、この事態を「誠にもって大切千万、御国家の御安危」と受け止め、昵懇の幕府役人に助言を求めることになる³⁶。

打診を受けた幕府役人は、すでに当主猪三郎が他界していることを察しながらも、まず後継候補を幕府に認めてもらうことが先決であろうと示唆する。もともと幕府に対する養子出願は、当主の意志に基づくものでなければならず、本人が「重病」である場合には、当主の意志確認のための手続き、つまり「判元見届^{ほんもとみとどけ}」が必要となる。具体的には、幕府役人を国許の対馬へ招き、猪三郎がなお存命である形を装いつつ、当主の意志として弟富壽を養嗣子として望んでいることを保証してもらわなければならなかったのである。すでに当主猪三郎を失っている対馬藩では、やむなくその身替わりとして弟(富壽)を病床におき、幕府役人への応対を諮る準備を進めることになる。

ところが、8月7日の段階で、幕府の指示は一転する。幕府老中田沼意次の用人に呼び出された杉村直記は、「猪三郎病気が快気いたし候えば、何の事もこれなく候」と示唆される。つまり、猪三郎の病気が快復しさえすれば、家の存亡に何の支障もない、というのである。つまり、死去したのは弟であって、当主猪三郎は健在であるように取り繕うようにせよというのが、幕府の真意であった。結局、宗家ではこの幕府の指示に従い、お家断絶の危機を乗り切る事となる。もっとも富壽という弟が存在することは、すでに幕府へも届出済みになっていた。そのため、「猪三郎」の身替わりとして弟富壽をたてると同時に、「富壽」にはその下の弟種壽をあて、死去したのはまだ幕府へは届け出ていない「種壽

34 鶴田啓「対馬・江戸・釜山—天明五年、宗猪三郎急死一件をめぐる—」（田中健夫編『前近代の日本と東アジア』、吉川弘文館、1995）

35 大森映子「対馬藩宗家の身替わり相続—天明五年の内分相続—」（深谷克己編『対馬調査報告集』、2007）

36 本件については、将軍御目見をめぐる国許の判断の甘さがあり、たとえば17歳以上になっていれば、弟への継承は可能であるとみなしていた点なども、混乱を招く要因のひとつとなっていた。

であったという形をとることとなる。結果的に、当主猪三郎（実は富壽）は、天明 5 年に一時重篤な状況に陥ったものの、無事に「大病を克服」し、対馬藩当主としてまもなく江戸に出て、寛政 2 年(1790)6 月には将軍に拝謁を果たすことになったのである³⁷。

以上が、対馬藩における当主入れ替えの経緯である。ここで注目すべきは、幕府自身が「御目見以前、判元御見分請けられず候て死去なられ候御家は、お潰しなられ候御大法にて」とあるように、相続原則にしたがう限りは、対馬藩は「この節、お潰しなられ候御掟にあたり候」、つまり断絶は必至であるとしている点である。つまり幕府は、宗家の危機的状況を把握した上で、敢えて身替りという対応策を誘導したのである。宗家の事例は、当主が 17 歳以上になっていながら御目見なしという、まさに本稿が問題としている事例の典型的事例だった。しかし結果的には、幕府の黙認という形が取られたことで、公式には猪三郎から富壽への継承はなかったことになり、公的史料からは全く確認できない一件となってしまったのである。

幕府がこのような措置をとった背景には、朝鮮御用という宗家の特殊事情があり、幕府としても解体できない事情があったことは事実であろう。しかし、実はこのような事例が存在していたこと自体が問題であり、『諸例集』などでまがりなりにも確認できる事例はあくまでも一部にすぎないことになる。加えて「黙認」もまた、結果的には家の存続の許容である。いずれにせよ、結果的に御目見前を理由にした断絶例を見いだすことができない、という事実は動かさないのである。

3.3. 「公辺内分」の相続

対馬藩宗家に見られるような「黙認」は、実はもう一つの被相続者の資格である 17 歳の制約についても確認できる³⁸。たとえば 18 世紀半ばにおける肥後人吉藩相良家、備中生坂藩池田家の場合、あるいは 19 世紀における備中鴨方藩池田家などは、いずれも幕府へは無届けのまま、当主の交代を果たしている³⁹。また、相続段階以前でも、後継者変更のために当主の死亡を秘匿したり、内分の操作を行ったりするなど⁴⁰、相続をめぐる駆け引きは実例をあげればきりがないほどである。

ただしこのような操作は、幕府に対して極秘裏に行われたとは考えにくい。もちろん幕府へ無断で行った可能性もありうるが、対馬宗家の例からも明らかな通り、むしろ内々で

37 『寛政重修諸家譜』第 8 268 頁

38 拙著『お家相続』（角川選書 368、角川書店、2004）、拙稿「備中生坂藩の相続問題」（『日本歴史』602 号、1998）、同「備中鴨方藩の相続問題」（西村圭子編『日本近世国家の諸相』、東京堂出版、1999）、同「肥後人吉藩における相続問題」（『湘南国際女子短期大学紀要』13 号、2006）など

39 その他にも、豊後臼杵藩稲葉家、陸奥盛岡藩南部家、播磨赤穂藩森家、筑後柳川藩立花家、会津藩松平家などで、公辺内分の相続が確認される。

40 拙稿「備中鴨方藩の急養子相続」（岡山藩研究会編『藩世界と近世社会』、岩田書店、2010）

幕府側の意向を打診している場合が多いのではなかろうか⁴¹。そしてまた、幕府側も公式の届出がなされない限りは、たとえ事実を把握していたとしても「黙認」の形をとっていたものと推測されるのである。もっとも、これらの事例にみる後継者は、大部分が弟や一族など、比較的近い親族である場合が多い⁴²。その意味では、幕府へ無届けであったとしても後継者として相応の正統性をもっており、仮に当主が健在で御目見を済ましていれば、決して不当な人選ではなかった。その点を考えると、「公辺内分」の相続は一見幕府の相続原則を否定するかのようにも思われるが、実は相続上の制約さえなければ、それほど継承の原則を逸脱するものではなかった。

むしろ確認しておきたいのは、最初に取り上げた『諸例集』中の4件についても、もう少し厳密な検証が必要になってくる点である。出羽上山藩の松平長恒の場合は、18歳の引退後も66歳まで存命であったとされるが、他の3名の場合は、相続手続きの完了後、数ヶ月にしていずれも他界している。養子相続の場合、このような場合には、得てして当主死亡を秘匿して相続手続きをとっている場合が少なくない⁴³。

とくに秋月黒田家の場合は、すでに引退手続きを願う1年余前の天明4年2月の段階で死去していたとする史料もある⁴⁴。もしそうだとすれば、大名相続を制約する2つの要件を、いずれも満たしていないことになる。「年齢」と「御目見」とを比べてみると、年齢についてはある程度の操作が可能であり、死亡時も「秘匿」できないわけではないが、「御目見」は、直接将軍に接するという公的な儀礼であり、代理をたてて済ませられる性格のものではない。その点を考えあわせれば、片方の条件である17歳という年齢に達する時期をまって出願した可能性もあり得るであろう。また、黒田家のみならず、本庄資昌や伊達周宗の場合も、死亡後の手続きであったとする「噂」がつきまどっている⁴⁵。この点は、史料的裏付けが不可欠だが、検討すべき問題を含むところといえよう。

41 大名間の交際や、幕府関係者との縁戚関係などを考えれば、幕府へ内密に身替わり相続を行うことは困難であったものと推測される（注34）。

42 備後人吉藩相良家の場合は、京都の公家から男子をもらい請けたとされ、近い関係は確認できないが、幕初にさかのぼれば、相良家は公家の鷲尾家とは縁戚関係にあり、全く無縁の関係ではなかった。

43 一例をあげれば、岡山藩池田家の当主池田齊敏は、相続手続きが完了するまでの間、約3ヶ月、その死亡は公表されていない（拙稿「岡山藩池田家の相続事情」、大口勇次郎編『女の社会史』、山川出版社、2001）。

44 「国計亀鑑・下」（福岡県立図書館 複製史料）

45 松平家の場合は、『諸例集』には「急養子願書」として扱われており、この段階ですでに死去していた可能性は高い。また伊達周宗についても、疱瘡に罹患した段階で死去したとも言われているが、史料的裏付けはない。

4. むすびにかえて

以上、具体的な事例から検討したように、幕府の御大法によれば、「17歳以上」であることと将軍への「御目見」は、大名家の存続に関わる重要な指標として位置づけられているものである⁴⁶。しかし、実際の事例を検証する限りでは、御目見前であることのみを理由とした大名家の解体は確認できない。むしろ不幸にして御目見が果たせなかった場合でも、特段の問題がない限りは、「特例」あるいは「黙認」という形での救済措置がとられ、家の存続が認められているのである。このことからすれば、「御目見」を相続許可の前提としたのは、大名家の解体を目的とするものでないことは明白であろう。

それではなぜ、建前上のこととはいえ、幕府は「17歳以上」と「御目見」済みであることに拘泥したのであろうか。その根底には、将軍・大名間の主従関係の問題があったとみるべきである⁴⁷。将軍に対する初めての御目見は、大名が自らの立場を明確な形で表明する重要な儀式であり、将軍に対する公的な奉公の第一歩である。その意味では、将軍の「仰せ付け」によって認可される大名家の家督継承と所領支配の承認の問題を、御目見という明確な儀礼と切り離すことはできなかった。したがって、実際には18世紀以降は適用事例を見いだせないにもかかわらず、19世紀段階でもなお、将軍御目見は、大名に付された重要な相続要件として強調され続けたものと考えられるのである。

ただし、17歳未満、あるいは「御目見」前に当主交替を余議なくされた場合、公式に将軍の「思召」による継承を認めるのか、あえて届け出を行わない内分相続によるのかは、それぞれの個別事情にあわせたものとみることができる。たとえば、対馬藩の場合は、猪三郎・富壽兄弟は、ともに対馬生まれであり、国許で成長していることからすれば、兄弟を直接に見知っている者はほとんどいなかった。その意味では、兄弟入れ替えの事実に対して疑念を抱く者があったとしても、それ以上、疑義をさしはさむことは困難であろう。

しかしその一方で、本稿で取り上げた丹後宮津藩本庄家、あるいは筑前秋月藩黒田家の場合は、同姓中に後継者を求めることはできなかった。異姓養子に頼らざるを得ないような状況では、たとえ幕府が黙認したとしても、非公式に適齢の後継候補を探すことは不可能に近かったのではなかろうか。ことに秋月黒田家の場合には、直ちに長崎御用を勤めることができる後継者を望んでいた。このような事情を鑑みれば、むしろ当主の病弱を公表し、公式に将軍の思召による「特例」を求めたのは、妥当な道筋であったように推測される。

46 大友一雄氏は、将軍に対する初御目見を「大名という身分・家格を獲得するための重要な儀礼」と位置づけている（大友前掲論文）。

47 拙著『お家相続』241頁

もっとも全般的にみると、大名にとっては、たとえ厳密に適用されるとは限らないとしても、御大法の存在そのものの重みは極めて重くのしかかっていた。家の存続にかかわる相続上の制約が存在する以上、出来る限り御大法に抵触しない方法を選ぶのが当然であり、そのことが、公的な大名の出生年や、履歴、年齢、死亡時の操作や改竄などに結びつき、建前と実態の乖離を生むことにもなった。表向きは、何事もなかったような相続にも、実は公的史料からは窺うことのできない、生々しい相続の実情があり、幕府側もその操作を認識していたところに、幕藩関係の特質があったといえよう。そのことを前提として、大名家の相続実態を検証しつつ、あらためて幕藩権力のあり方を明らかにすることが大切であるとする。今後の課題としたい。

【諸例集】より抜粋

〔史料①〕 (諸例集(一) 四四九頁)

一、享和元酉年三月、奥御祐筆秋山松之丞様江伺御附札
父病死、拾七歳以下幼年たり共、父依願遺領無相違被下候
事

一、父病死跡幼年候得共、遺領無相違被下之、未 御目見不仕
已前、拾七歳以下ニ而其身病死仕候節者、養子願相成候哉
一、父病死、幼年候得共、遺領無相違被下之、未 御目見不仕
候得共、拾七歳以上ニ而其身病死仕候節者、養子願相成候
義御座候哉
但万石以下之養子も有之候儀御座候哉

三月廿一日 秋元但馬守家来
菅沼孫兵衛

(御附札)

拾七歳以下ニ而病死之人者御大法之通末期之養子願者難成
御座候

一、拾七歳以上ニ而万石以上之衆者、 御目見不仕候而養子願
者難相濟筋之心得罷在候
但万石以下者、 御目見之差別無之、拾七才以上ニ候
得者末期養子も相成申候

〔史料②〕 (諸例集(一) 二二四頁)

御目見前養子願之例

一、松平勘九郎様、兼々御病身ニ付、難被成御勤躰故、保科弾正忠
様・田村主馬様を以、享保十七子年六月廿六日、松平左近将監
様江被指出候御願書、左之通

松平勘九郎
十八歳

幼年より疳積有之、原常病身不相勝罷有候、生長候程持病
間遠ニ有之候得共、病根強御座候間、類疳与申病ニ罷成候、
幼年より岡道溪・同甫庵薬相用申候、右之通ニ付、 御目
見茂相願不申、此上以 御慈悲養子被 仰付候者難有奉存
候、以上

右之通被差出候処、左近将監様より御挨拶ニ、未 御目見無之
候得者、急度請取置候与申ニ者無之候得共、御同列方江も可被
仰達候由ニ而御留置、其後左近将監様江田村主馬様御呼、勘九
郎 御目見以前、養子願難成事ニ候、一類中不了簡も可有之事
と被仰、願書御返被成候由、依之御同家松平伊賀守様より七月
十六日、右之段御願被成候由、是ハ伊賀守様江御内意有之候由、
同十七日、左近将監様へ伊賀守様御呼、勘九郎家柄 思召、養
子可被 仰付候間、相応之者願候様被仰渡、依之伊賀守様御在
所被成御座候松平左門様と申を御養子ニ被成御願候処、御勝手
次第御出府被成候様、伊賀守様江被仰渡候由

〔史料③〕 (諸例集(一) 一七三頁)

御目見前急養子願例

一、宝曆十一丑年四月廿五日、松平富之助様御一家様御連印之御願
書、富之助様御病身、未 御目見不被仰上候付、御領知被差上
度、若 御憐憫ヲ以御養子可被仰付哉之御文言ニ而被差出之、
五月三日、御用番井上河内守様江御一家様被召呼、御養子御願
可被成旨、被仰出之由

〔史料④〕

(諸例集(一) 一八八頁)

一、天明五巳年二月、御用番松平周防守様へ南部内蔵頭様御差添、倉橋三左衛門様ヲ以廿五日ニ被差出之

右者、御末家黒田千之助様、御幼年より御病氣御座候得共、追々御成長、御十六歳ニ付、御目見御願可被成候処、其後御大病、御歩行甚御不自由ニ被成御座候、御自分様ニも御幼年中長崎御番之儀被 仰付置候事故、御末家御丈夫御奉公御勤被成候様被成度ニ付、御相応之者御撰、御相続御立被成度、然ル上ハ是迄之通御分知ニ被成、御奉公為御勤被成度、御目見前右躰之御容躰故、千之助様より御願恐入候義ニ付、御本家より御願之御例、松平雅之助様之御別紙、長崎御番不相替被仰付置候所、外ニ同姓末家之者無御座候而御手薄ニ付、何分ニも御相談御立、定夫ニ御奉公為御勤被成度御願也

〔史料⑤〕

一 天明四亥年正月十二日 (諸例集(一) 一一三頁)

私儀、病氣差重候間、養子相願候処、続之内養子可奉願者無御座候、秋月佐渡守之弟勝五郎儀年増之儀ニ御座候間、家相続奉願度奉存候、異姓之儀ニ御座候間、此段奉伺候、以上

正月十二日

相良遠江守

(御附札)

他名ニ而年増之者を相続被相願候儀難成候、他人ニ而茂年下之者を養子にハ相成事ニ候間、いつれニ而も年下之者を勝手次第被相願候様存候、年増ニ而も同姓候得者続遠く候而茂相続ニ相成候事

右年増之養子相願候心得違者、丑年本多下総守様廿一歳ニ而、

〔史料⑥〕

(諸例集(一) 四一九頁)

酒井左衛門尉様二十六歳被為成候万之助様を急養子被成候事承伝、例与心得候由、是ハ下総守様御在所江御出之時分、仮相続ニ被御願置候、然処下総守様御在所ニ而御死去故、御年増ニ而も兼々御聞置之事故、御聞届有之候之由

此節酒井左衛門尉様御老中御勤役之由

一 文化九申二月四日、御用番青山下野守様江御先手三浦和泉守様御差添ニ而伊達若狭守様御差出候御願書、左之通

私儀、病氣難治之症ニ而快復之程難斗ニ付、弟伊達徳三郎養子被 仰付、家督相続之儀奉願度相伺候処、未 御目見も不仕候得共、先祖以来之家柄、其上御縁辺之訳も有之候間、徳三郎養子并家督相続之儀奉願候様被 仰出、難有仕合奉存候、依之私隠居被 仰付、右徳三郎、当申年拾七歳罷成候間、養子家督被 仰付候様仕度奉願候、以御序何分宜御沙汰頼入存候、以上

文化九年二月四日 松平政千代

松平伊豆守殿

牧野備前守殿

土井大炊頭殿

青山下野守殿

井上美濃守殿

別紙

松平政千代容子

去ル巳正月、疱瘡相煩、痘者相収候得共、其後気血衰弱仕歩行難成、長病ニ而罷在候処、当春ニ至り余寒打減、前症猶更不出来、其上少々下痢有之、食量も相減シ候ニ付、山本永春院療治相請、薬用罷在候処、此度杉本忠温江転薬仕候

二月四日